

指定介護予防支援事業所への実地指導について

1 概要

(1) 介護予防支援事業について

介護予防支援事業は、「要支援1」又は「要支援2」と判定された方に対して、要介護状態へ移行することを予防する観点から介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成し、ケアプランに基づくサービス提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整等ケアマネジメントを行う事業です。

主に、指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）がその役割を担っています。（居宅介護支援事業所に委託する場合があります。）

(2) 実地指導について

本市では、介護予防支援事業を実施する市内13か所のセンターに対して、適切な運営やサービスの質の確保及び不適切な介護報酬請求の防止を目的として、事業者の所在地において関係書類をもとに、実地指導を行っています。

根拠：介護保険法第23条、平塚市指定介護予防支援事業者等指導要綱

2 指導実績

令和4年度は2事業所を対象に実地指導を実施しました。

実施日	令和4年10月14日（水）	令和4年11月1日（火）
実施時間	9：30から12：00まで	9：30から12：00まで
対象包括支援センター	ごてん	富士白苑
指導結果	文書による改善を求める事項なし (実地指導の際に口頭で指摘した事項あり)	

具体的な指導ポイント

- ・ 運営規程・重要事項説明書の概要が見やすい所に掲示(提示)がされているか。
- ・ ファイル等の個人情報がかんのかかる所に保管されているか。
- ・ 個人情報保護のためシュレッダーが用意されているか。
- ・ 相談室が個人情報を守られる個室になっているか。
- ・ 契約書や同意書、重要事項説明書等に適切な日付や記名がされているか。
- ・ 直営や委託のケアプランが適切に作成されているか。
- ・ モニタリングが1ヶ月に1回記録に残されているか。
- ・ 苦情や事故の対応について、マニュアルや記録があるか。
- ・ 主治医との連携が取れているか。

口頭指導の主な内容

【運営規程について】

- ①地域包括支援センターの運営規程について、本文に「委託圏域内」と記載があるが、地域が明確ではない。「●●地区」のように地域を特定すること。

【連絡体制について】

- ②緊急時の連絡体制として緊急連絡網があったが、更新日が「令和3年6月1日」であった。現在はいない職員も記載されているため、最新のものに更新すること。

【ケアプランについて】

- ③医療系のサービスを開始する際には医師の意見が必要だが、記録にないので記録を残すこと。
(システム内でも構わない)。
- ④ケアプランの同意の日付がサービス提供より後であったが、利用者への説明、同意はサービス提供前に行うこと。

【加算について】

- ⑤運動器機能向上加算について、運動器機能向上計画があるか確認すること。(リハビリテーション実施計画書はあったが項目が足りず、これにより向上計画とすることは出来ない所以要確認。)
- ⑥訪問看護の緊急時訪問看護加算について、利用者の同意が必要だが、訪問看護事業所に同意を取ったかの確認記録がないので、記録を残すこと。

【サービス担当者会議について】

- ⑦サービス担当者会議で医師の意見の記録がなかった。確認して記録に残すこと。

【各種の書類について】

- ⑧委託契約書及び代理受領委任状について、居宅介護支援事業所名ではなく法人名が記入されていたため、居宅介護支援事業所名を記載すること。(法人名と事業所名の両方記入も可。)

以 上